

団体交渉報告 その⑥

「強制ではない。個人の自由」(矢崎)

マイナンバー

「用途は共済や給与の処理」

「役所の対応が遅れている」「から

「入力は9割終了」「ほぼいいものの

組合C その後マイナンバーはどついつとりくみ?

矢崎 マイナンバーは、入力だけが9割方終わった。

しかし使おうと思っても相手先である役所のところでシステムができていないために、止まっている。

組合C 学生向けの文書に、マイナンバーを届け出るようにしつつも「必ずしも記載しなくてもいい」と書いていただいたのは、

非常に大きな前進。前回

は、全教職員に対して、届出をしない人に対して、国の要請に対して答えたという体裁をとるために、「い

ちおう言い続けるが、拒否してもかまわないといわれた。その後はどつつか?

矢崎 マイナンバーは、必ずしも強制ということではない。個人の自由というところもある。しかし大学としてはまとめてマイナンバー

を使うと、いろいろメリットがあって使いたいのので、よろしくお願いしますと投げかけている。

組合C 大学としてのメリットといつのは?

矢崎 共済の処理とか給与の処理とかができるようになる。これは本学の人事給与システムに組み込んで、マイナンバーを使って、給与や税金の引き去りとかをやる。ところがまだ相手先

の方のシステムができていない。

構成員の不安は解消されていない

このマイナンバー制度について、当局サイドは、「必ずしも強制ではない。個人の自由」というスタンスを維持しています。また、学生向け文書で、必ずしも記入しなくてもよいとの記載が入っているのは前進です。しかしながら、この制度は、あ

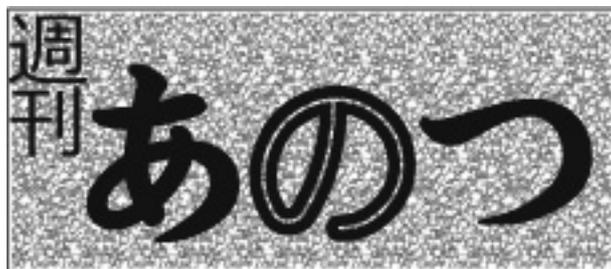
かわらず利便性の強調の一方で、国民的な不安も解消されていません。マイナンバー制度については、今回の団体交渉事項に入っていませんでした。しかし大学構成員の人権上

管理上のセキュリティ対策の全体像、個人番号の提出をしなかった教職員への国による措置、個人番号の提出をしなかった者が将来的に受けると想定される不利益等と対策、その他について、組合が大学当局に要求し続ける必要があります。

第88回三重県中央メーデー

日時 2017年5月1日(月) 午前10時開会 場所 津市・観音公園

安倍「働き方改革」のもとで、長時間労働の是正が叫ばれています。多くのご参加を。



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年 4月18日 (火) 第163号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

# 親の高い学費負担と 国の低い支援

## ——世界で2番目に遅れている日本

国際人権規約(社会権規約)13条は、高校と大学の学費を段階的に無償化することを約160の加盟国に義務づけています。日本はこの条項について、2012年まで留保していました。その過程で、日本は大学の授業料を徴収し、かつ給付制奨学金がない、唯一のOECD加盟国であり続けたのでした。

この留保を撤回してから5年目にして、不十分ながらも給付制奨学金制度をもつ国となったのです。この意義は重要です。同時に、憲法26条が保障する教育の機会均等の原則に照らして、高等教育の無償化に向かって進むことが求められます。

### 国際人権規約(社会権規約)13条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

- ……
- (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。
- (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

「すべての段階の教育無償化を早期に実現すること」「給付奨学金を拡大すること」「および「奨学金の返還困難者に対する救済制度を抜本的に拡充すること」を求めています。

本号に添付してありますので、人文学部支部まで集約してください。

# 給付型奨学金制度 とりあえず 始まりました

「優れた生徒であって、大学等への進学のための意欲が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とする」

「2018年度以降進学者を対象とする本格導入に

先立ち、2017年度進学者については、特に経済的に厳しい状況にある学生を対象として先行実施されます」——日本学生支援機構のウェブサイトにあるように、この4月、給付制奨学金制度が実施されました。

「家計支持者が住民税(所得割)非課税であること」および「児童養護施設

退所者等社会的養護が必要な人は18歳時点で施設等に入所していた(いる)こと」が条件です。給付額は、国公立の場合自宅生で月2万円、自宅外生で3万円です。

もともと、住民税非課税世帯といえ、全国でも1学年2万人程度しか対象にならないという問題を抱

全大教も加盟する「奨学金の会」が、奨学金拡充を求める署名を開始しました。5月31日締切で全大教に集約します。

「すべの段階の教育無償化を早期に実現すること」「給付奨学金を拡大すること」「および「奨学金の返還困難者に対する救済制度を抜本的に拡充すること」を求めています。

本号に添付してありますので、人文学部支部まで集約してください。

# 大きく育てようみんなの声で

## 初年度は全国で2万人でも

## これから拡充させよう

### ほんものの奨学金に 署名運動が始まりました